



# ルールを無視した ペダル付き 電動バイク

ペダル及びモーターを備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの
- 駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの

自転車ではなく、  
一般原動機付自転車又は自動車です!!

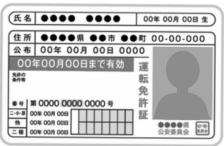
モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されます。



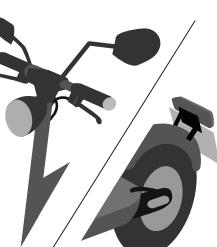
## 公道を走行するために必要なこと



一般原動機付自転車等を運転することができる運転免許



ブレーキランプ、ウインカー、バックミラー等の備付け



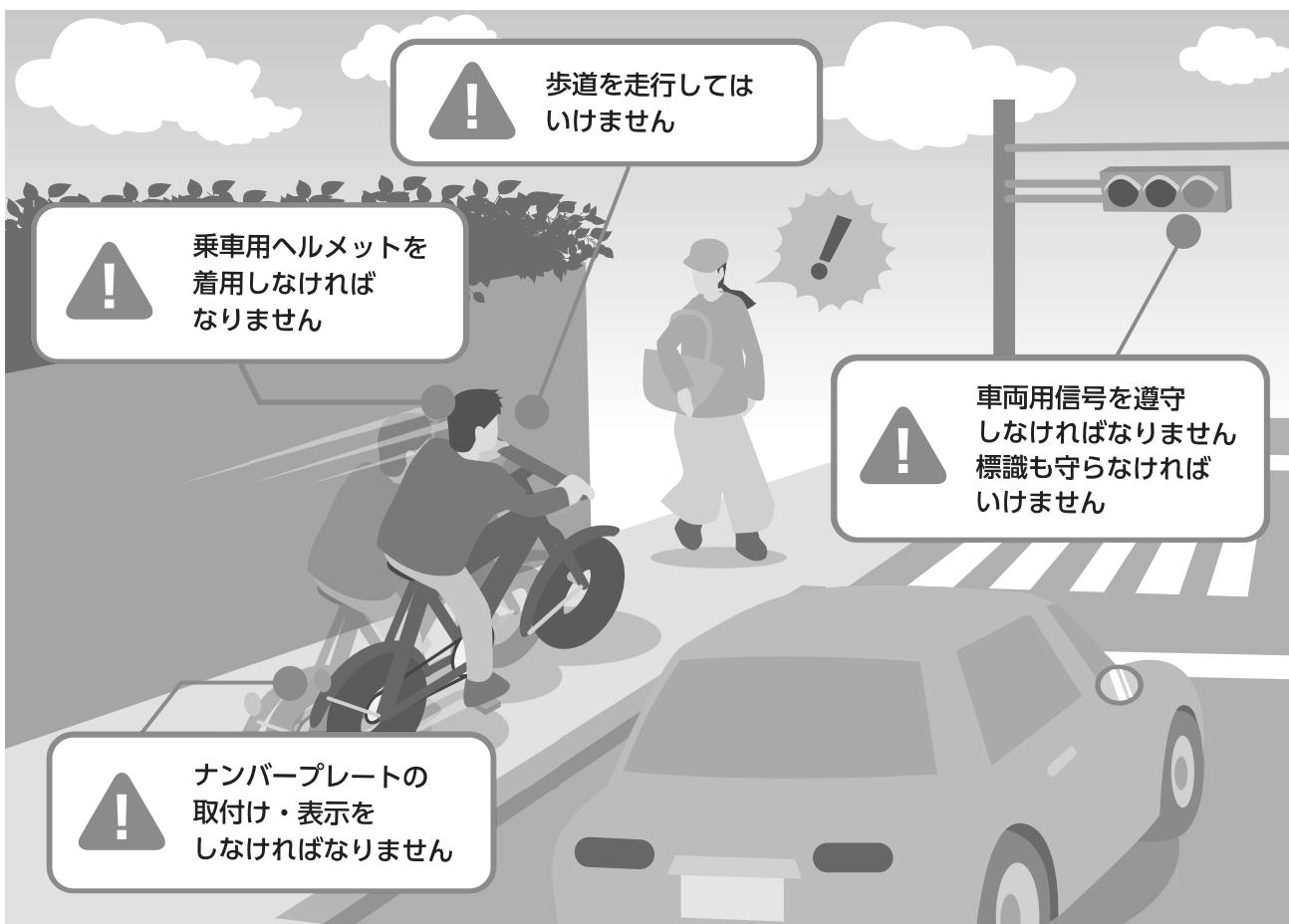
ナンバープレートの取付け・表示



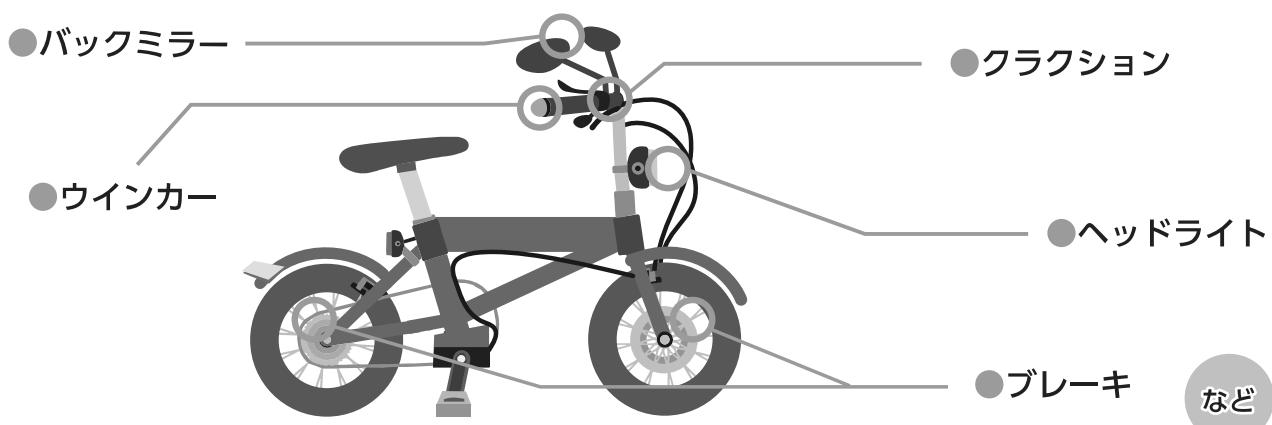
自動車損害賠償責任保険（共済）への加入



# ルールの無視は罰則の対象です！



保安基準に適合しなければなりません



## 自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用(購入)する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。



TS マーク



型式認定を受けているものはこちら